

原議保存期間	3年(令和8年3月31日まで)
有効期間	一種(令和8年3月31日まで)

警視庁生活安全部長 殿  
各道府県警察(方面)本部長  
(参考送付先)

警察大学校生活安全教養部長  
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁人少発第210号  
令和4年6月22日  
警察庁生活安全局人身安全・少年課長

子供の性被害(児童の性的搾取等)の撲滅に向けた旅館・ホテル等との連携の推進について(通達)

先般、「子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)2022」が犯罪対策閣僚会議で決定され、関係機関・団体等と連携し、引き続き、児童の性的搾取等の撲滅に向けた対策を強力に推進することとされた。

中でも、同プラン記載の「児童が性的搾取等の被害に遭わないための環境対策の強化」については、被害場所の実態を把握し、当該被害場所における被害状況の分析を行うとともに、盗撮をはじめとする児童の性的搾取等事犯の被害の発生が多い施設や被害状況に関する情報を、関係省庁の協力を得て関係団体等に提供するなどして、被害に遭わないための環境対策の強化を推進することとしている。

これに関し、警察庁において、地域や施設の実情に即した被害に遭わないための対策の強化を促すため、厚生労働省及び観光庁の協力を得て、別添のとおり、宿泊団体へ協力を依頼したので、各都道府県警察にあっては、管轄内に所在する宿泊団体や旅館・ホテル等(別紙参照)の施設管理者等に対し、全国的な発生状況や手口を踏まえつつ、当該管内における児童ポルノの盗撮製造現場及び児童買春の発生場所や、事例に則した犯行手口に関する情報等に基づく注意喚起を行うなど、児童の性的搾取等の撲滅に向けた効果的な施策を推進されたい。

①全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会

都道府県組合一覧

<http://www.yadonet.ne.jp/info/zenryoren/shibu/index.html>

②日本ホテル協会

加盟ホテル一覧

<https://www.j-hotel.or.jp/memberlist/>

③全日本ホテル連盟

会員ホテル一覧

<https://www.anha.or.jp/area1-list/>

④日本旅館協会

支部連合会一覧

<https://www.ryokan.or.jp/data/files/pages/1648775744.pdf>

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会会長 殿

警察庁生活安全局人身安全・少年課長

子供の性被害（児童の性的搾取等）撲滅に向けた取組への御協力のお願いについて（依頼）

貴団体におかれましては、平素から、警察行政に御理解と御協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、児童ポルノの製造や児童買春をはじめとする子供の性被害（児童の性的搾取等）は、児童の心身に有害な影響を及ぼし、かつ、その人権を著しく侵害する極めて悪質な行為であり断じて許されるものではありません。

我が国の現状を見ると、児童ポルノ事犯や児童買春事犯等の検挙件数、検挙人員、被害児童数はいずれも高水準で推移しており、深刻な情勢にあります。

また、旅館・ホテルにおいて子供の性被害の発生が散見され、過去には学生の合宿時を狙った児童ポルノの盗撮製造など悪質な事件も発生していることから、必要に応じて各施設における被害防止対策等を講じていただくことが重要であると考えております。

つきましては、貴団体におかれまして、下記の事項について御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。また、貴団体の各会員にも周知していただきますようお願いいたします。

なお、本依頼については、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課及び観光庁観光産業課と協議済みであることを申し添えます。

#### 記

##### 1 警察からの情報提供に基づく被害防止対策の強化

各施設における被害防止のため、各都道府県警察から脱衣所など衣服を身につけない場所における盗撮製造など、実際の事案に基づいた注意喚起等があった場合には、可能な範囲で管理者として被害防止対策を講じていただくなど、子供の性被害撲滅に向けた対策強化に御協力をお願いいたします。

##### 2 警察と連携した広報啓発活動の推進

子供の性被害の撲滅に向けては、被害防止に向けた広報啓発や注意喚起が重要であり、警察においては、各種活動を推進しているところですので、各都道府県警察から協力の要請があった際には、御協力をお願いいたします。

警察庁丁人少発第 207 号  
令和 4 年 6 月 22 日

一般社団法人日本ホテル協会会長 殿

警察庁生活安全局人身安全・少年課長

子供の性被害（児童の性的搾取等）撲滅に向けた取組への御協力をお願いについて（依頼）

貴団体におかれましては、平素から、警察行政に御理解と御協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、児童ポルノの製造や児童買春をはじめとする子供の性被害（児童の性的搾取等）は、児童の心身に有害な影響を及ぼし、かつ、その人権を著しく侵害する極めて悪質な行為であり断じて許されるものではありません。

我が国の現状を見ると、児童ポルノ事犯や児童買春事犯等の検挙件数、検挙人員、被害児童数はいずれも高水準で推移しており、深刻な情勢にあります。

また、旅館・ホテルにおいて子供の性被害の発生が散見され、過去には学生の合宿時を狙った児童ポルノの盗撮製造など悪質な事件も発生していることから、必要に応じて各施設における被害防止対策等を講じていただくことが重要であると考えております。

つきましては、貴団体におかれまして、下記の事項について御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。また、貴団体の各会員にも周知していただきますようお願いいたします。

なお、本依頼については、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課及び観光庁観光産業課と協議済みであることを申し添えます。

#### 記

##### 1 警察からの情報提供に基づく被害防止対策の強化

各施設における被害防止のため、各都道府県警察から脱衣所など衣服を身につけない場所における盗撮製造など、実際の事案に基づいた注意喚起等があった場合には、可能な範囲で管理者として被害防止対策を講じていただくなど、子供の性被害撲滅に向けた対策強化に御協力をお願いいたします。

##### 2 警察と連携した広報啓発活動の推進

子供の性被害の撲滅に向けては、被害防止に向けた広報啓発や注意喚起が重要であり、警察においては、各種活動を推進しているところですので、各都道府県警察から協力の要請があった際には、御協力をお願いいたします。

一般社団法人全日本ホテル連盟会長 殿

警察庁生活安全局人身安全・少年課長

子供の性被害（児童の性的搾取等）撲滅に向けた取組への御協力のお願いについて（依頼）

貴団体におかれましては、平素から、警察行政に御理解と御協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、児童ポルノの製造や児童買春をはじめとする子供の性被害（児童の性的搾取等）は、児童の心身に有害な影響を及ぼし、かつ、その人権を著しく侵害する極めて悪質な行為であり断じて許されるものではありません。

我が国の現状を見ると、児童ポルノ事犯や児童買春事犯等の検挙件数、検挙人員、被害児童数はいずれも高水準で推移しており、深刻な情勢にあります。

また、旅館・ホテルにおいて子供の性被害の発生が散見され、過去には学生の合宿時を狙った児童ポルノの盗撮製造など悪質な事件も発生していることから、必要に応じて各施設における被害防止対策等を講じていただくことが重要であると考えております。

つきましては、貴団体におかれまして、下記の事項について御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。また、貴団体の各会員にも周知していただきますようお願いいたします。

なお、本依頼については、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課及び観光庁観光産業課と協議済みであることを申し添えます。

#### 記

##### 1 警察からの情報提供に基づく被害防止対策の強化

各施設における被害防止のため、各都道府県警察から脱衣所など衣服を身につけない場所における盗撮製造など、実際の事案に基づいた注意喚起等があった場合には、可能な範囲で管理者として被害防止対策を講じていただくなど、子供の性被害撲滅に向けた対策強化に御協力をお願いいたします。

##### 2 警察と連携した広報啓発活動の推進

子供の性被害の撲滅に向けては、被害防止に向けた広報啓発や注意喚起が重要であり、警察においては、各種活動を推進しているところですので、各都道府県警察から協力の要請があった際には、御協力をお願いいたします。

一般社団法人日本旅館協会会長 殿

警察庁生活安全局人身安全・少年課長

子供の性被害（児童の性的搾取等）撲滅に向けた取組への御協力をお願いについて（依頼）

貴団体におかれましては、平素から、警察行政に御理解と御協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、児童ポルノの製造や児童買春をはじめとする子供の性被害（児童の性的搾取等）は、児童の心身に有害な影響を及ぼし、かつ、その人権を著しく侵害する極めて悪質な行為であり断じて許されるものではありません。

我が国の現状を見ると、児童ポルノ事犯や児童買春事犯等の検挙件数、検挙人員、被害児童数はいずれも高水準で推移しており、深刻な情勢にあります。

また、旅館・ホテルにおいて子供の性被害の発生が散見され、過去には学生の合宿時を狙った児童ポルノの盗撮製造など悪質な事件も発生していることから、必要に応じて各施設における被害防止対策等を講じていただくことが重要であると考えております。

つきましては、貴団体におかれまして、下記の事項について御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。また、貴団体の各会員にも周知していただきますようお願いいたします。

なお、本依頼については、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課及び観光庁観光産業課と協議済みであることを申し添えます。

#### 記

##### 1 警察からの情報提供に基づく被害防止対策の強化

各施設における被害防止のため、各都道府県警察から脱衣所など衣服を身につけない場所における盗撮製造など、実際の事案に基づいた注意喚起等があった場合には、可能な範囲で管理者として被害防止対策を講じていただくなど、子供の性被害撲滅に向けた対策強化に御協力をお願いいたします。

##### 2 警察と連携した広報啓発活動の推進

子供の性被害の撲滅に向けては、被害防止に向けた広報啓発や注意喚起が重要であり、警察においては、各種活動を推進しているところですので、各都道府県警察から協力の要請があった際には、御協力をお願いいたします。